

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 殿

大阪府 豊中市

個別避難計画作成モデル事業（市町村事業）最終報告書

令和 3 年度【内閣府事業】避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成の推進において、モデル事業（市町村事業）の実施にあたり、最終報告書を提出します。

【市町村情報、事業概要】

都道府県名 市町村名	大阪府 豊中市
所在地	〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号
担当部局連絡先	福祉部 地域共生課 地域共生推進係長 広瀬 雅章 電話：06-6858-2733 FAX：06-6854-4344 Mail：chiikifuk@city.toyonaka.osaka.jp
連携部局連絡先	危機管理課 副主幹 原園 実 電話：06-6858-2098 FAX：06-6858-2667 Mail：kikikanri@city.toyonaka.osaka.jp
事業概要	本市は、上町断層帯地震や南海トラフ地震のほか、各河川や高潮の浸水想定区域図では市域南部の約半分のエリアで浸水が想定されている。約40万人の人口に対して、避難行動要支援者名簿対象者は約1万5,000人、登録者数は約8,000人である。避難行動要支援者名簿の提供に関して、民生委員・児童委員会や校区福祉委員会、自主防災組織などと協定を締結し、平時から避難行動要支援者の安否確認訓練を行っているが、個別避難計画の作成までは至っていない。 モデル事業では、介護保険・障害福祉サービス事業者等の福祉専門職や民生委員・児童委員や校区福祉委員会等と検討し、個別避難計画の様式等を作成。いくつかのモデル地区にて避難訓練を実施し、地域住民等の意見を反映させながら個別避難計画を作成していく。
備考	

※連絡先、担当者に変更があり、担当者名簿に変更が必要な場合、その旨を備考欄に併記すること。

【取組の概要】 (大阪府 豊中市)

	取組の状況
【１】 市町村事業名	豊中市災害時個別避難計画推進事業
【２】 事業実施体制 庁内の連携体制	下記の組織から構成される豊中市要配慮者支援検討会議の部会として災害時個別避難計画推進部会を設置し、関係部局・関係機関・団体とともに個別避難計画作成に向けた取り組みを進めている。 【行政内関係部局】 <u>以下の○の下は役割を記載</u> ○地域共生課 事業全体の進捗管理、関係課・社会福祉協議会との連携調整 ○危機管理課 避難行動要支援者名簿の提供に関する協定締結団体(=避難支援に関わる地域団体)との連携調整 ○長寿社会政策課 本市の介護保険事業者（247法人）で構成される豊中市介護保険事業者連絡会との連携調整 ○障害福祉課 避難行動要支援者名簿を所管。本市の避難先となる施設の障がい者支援施設みずほおおぞら及び避難計画作成の支援となる障害相談支援ネットワークえん(事務局は基幹相談支援センター)との連携調整 ○長寿安心課 避難行動要支援者名簿を所管。65歳以上の一人暮らし高齢者の支援。地域包括支援センターとの連絡調整
【３】 事業実施体制 庁外との連携体制	【上記部会に参画している外部組織】 <u>以下の○の下は役割を記載</u> ○豊中市社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカー等の会議への出席、個別避難計画の作成に必要な情報提供・協力、民生委員・児童委員や校区福祉委員会等との地域団体との連絡調整 ○豊中市介護保険事業者連絡会 本市は、災害時におけるサービス利用者の安否確認等の支援に関する協定を同会と締結している。協定に基づき個別計画作成や避難支援に関する必要な協力（介護支援専門員・ヘルパー等の会議等への出席、情報提供等）を見込んでいる。 ○豊中市地域包括支援センター連絡協議会 平常時の高齢者支援において地域の多様な機関や団体等と連携した活動を展開しており、そのノウハウを活かした個別避難計画作成や避難支援に関する協力を見込んでいる。 ○障がい者支援施設みずほおおぞら 本市は、災害時におけるサービス利用者の安否確認等の支援に関する協定を居宅介護・移動支援事業者連絡会及び日中活動事業者連絡会と締結している。協定に基づき個別計画作成や避難支援に関する必要な協力（避難先となる施設の会議等への出席、情報提供等）を見込んでいる。当該施設は入所施設であり、災害時の緊急入所先としての協力を見込んでいる。 ○障害相談支援ネットワークえん 本市の障害者相談支援事業所から構成される当該団体が参画することで、個別避難計画作成にあたって自力作成が困難な障害者についての必要な支援を見込んでいる。 ○地域団体(民生委員・児童委員・校区福祉委員会・自主防災活動団体連絡会議) 本市は各地区の民生委員・児童委員会や校区福祉委員会、自主防災組織など99団体と避難行動要支援者名簿の提供に関する協定を締結している。協定内容には個別避難計画の作成への支援も含まれている。平時から避難行動要支援者の安否確認訓練を行っている。個別避難計画の作成過程においては、避難行動要支援者の状況や地域の実情に関する情報提供、個別避難計画作成後は避難支援や訓練への協力を見込んでいる。

【4】 モデル事業の実施 内容、実施方法	災害時個別避難計画推進部会にて意見交換し「計画作成に向けた基本的な取り組み方針」として共有した。 ①個別計画に盛り込む項目・様式 ②個別避難計画を優先して作成する対象者の基準 ③計画作成の手順や手法 誰が支援して計画を作成するのか（専門職作成、自力作成など）、計画作成までのプロセス、作成後のプロセスなどについて検討した。 ④モデル事業の内容 ・モデル対象者の個別避難計画の試行作成 ・地域や事業者向けの啓発・研修を実施（個別避難計画作成と避難支援の支え手の育成） ・地域団体（民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自主防災活動団体連絡会議等）や事業者とともに避難訓練を実施する。 ・要支援者や訓練参加者等に対してアンケートやヒアリングを実施する。 ⑤モデル地区での取組結果を踏まえて、個別避難計画の内容や作成プロセス等に反映するとともに、全市域での作成に向けた手法や解決課題の検討を行う。 ⑥避難支援協力者を確保する手法 地域住民への啓発、協力者がいない人と協力できる人の登録・マッチングのしくみについて ⑦全対象者の計画作成に向けて5年間の取組ステップ
【5】 アピールポイント	介護保険・障害福祉サービス事業者等の福祉専門職に加えて、民生委員・児童委員や校区福祉委員会等、地域福祉のネットワークを活用し、日頃から災害時に向けた安否確認訓練を実施している地域団体にも参画いただき個別避難計画作成の向けて取り組むことができた。
【6】 事業による 成果目標	個別避難計画の作成により、民生委員・児童委員や校区福祉委員会、自主防災組織等だけでなく、地域住民の支援がさらに必要になることで、地域の共助の力の向上が期待できる。
【7】 事業実施 スケジュール	令和3年度：課題抽出・検討、「計画作成に向けた基本的な取り組み方針」の共有 令和4年度：モデル対象者の計画作成・避難訓練、地域・専門職への研修会の実施 令和5年度：モデル結果を踏まえた課題検討・軌道修正、計画作成マニュアルづくり 令和6年度：優先対象者の個別避難計画作成推進 令和7年度：優先対象者以外の個別避難計画の作成推進 【実績】災害時個別避難計画推進部会 令和3年6月～7月：庁内外関係団体と災害時個別避難計画推進部会設置に向けて調整 令和3年8月3日：第1回災害時個別避難計画推進部会（庁内関係部局による） 令和3年9月15日：連携部局の危機管理課と上記部会の振り返りと今後の方針検討 令和3年10月29日：第2回災害時個別避難計画推進部会（外部機関・団体含む全体会議） 令和3年12月27日：第3回災害時個別避難計画推進部会（庁内関係部局による） 令和4年1月24日：第4回災害時個別避難計画推進部会（外部機関・団体含む全体会議） 令和4年2月～3月：専門職団体との調整（次年度のモデル事業や計画作成支援の協力について） 【予定】3月17日以降 令和4年4月～モデル事業の実施 令和5年4月～個別避難計画作成開始に向けた準備 令和6年4月～優先対象者の個別避難計画の作成開始 令和7年4月～優先対象者以外の個別避難計画の作成開始
【8】 特記事項	

【応募の要件に関する取組】

要件	取組の状況
(A) 市町村の防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。	令和3年6月～7月 : 庁内外に災害時個別避難計画推進部会選任依頼 令和3年8月3日 : 第1回災害時個別避難計画推進部会 令和3年9月15日 : 連携部局である危機管理課と上記部会の振返りと今後の方針検討 令和3年10月29日 : 第2回災害時個別避難計画推進部会(外部機関・団体含む全体会議) 令和3年12月27日 : 第3回災害時個別避難計画推進部会(庁内関係部局による) 令和4年1月24日 : 第4回災害時個別避難計画推進部会(外部機関・団体含む全体会議) 令和4年2月～3月 : 介護支援専門員・相談支援専門員に計画作成依頼のお声がけ及び研修会の周知。部会に当事者団体を参画するための調整等 部会において計画作成に向けた基本的な取り組み方針(計画書に盛り込む事項、優先して作成する人の基準、計画作成支援者、計画作成の手順や流れ、避難協力者を確保するしくみ、5年間の取組ステップなど)を検討した。また中重度者の避難先の確保、避難の流れの検討、移送手段の確保など、個別避難計画作成に向けて同時進行で解決すべき課題を共有し関係部局間での役割分担を図った。
(B) 地域の介護・福祉に関する職種団体等、庁外の関係者と連携した取組であること。	令和3年6月～7月 : 庁外に災害時個別避難計画推進部会選任依頼 令和3年10月29日 : 第2回災害時個別避難計画推進部会(外部機関・団体含む全体会議) 令和3年12月27日 : 第3回災害時個別避難計画推進部会(庁内関係部局による) 令和4年1月24日 : 第4回災害時個別避難計画推進部会(外部機関・団体含む全体会議) 令和4年2月～3月 : 介護支援専門員・相談支援専門員に計画作成依頼のお声がけ及び研修会の周知。部会に当事者団体を参画するための調整等

	部会において計画作成に向けた基本的な取り組み方針（計画書に盛込む事項、優先して作成する人の基準、計画作成支援者、計画作成の手順や流れ、避難協力者を確保するしくみ、5年間の取組ステップなど）を検討した。また中重度者の避難先の確保、避難の流れの検討、移送手段の確保など、個別避難計画作成に向けて同時進行で解決すべき課題を共有し関係部局間での役割分担を図った。
(C) 個別避難計画を作成する者の優先度を検討し、要支援者の心身の状況に応じた作成プロセスを構築する取組であること。	部会の議題の一つに、優先度についても検討している。国の示す優先度について共有している。 以下、部会で決定した優先度について。 「介護や障害福祉サービスを利用している人」を基本に、独居や高齢のみ世帯など「家族の支援が無い場合」や「情報収集や避難判断が遅れる可能性のある世帯」を優先対象。 また、「地震対応」の体制づくりを前提としていることもあり、浸水想定区域などハザードについては要件とはせず、ハザードに関わらず支援が必要な人は全員対象にしていきたいと考えている。
(D) 個別避難計画を実際に作成すること。	今年度の個別避難計画の作成件数は0件。 R4年度のモデル事業においてモデル対象4例を選定し、地域関係者や専門職を交えて計画作成を試行する予定。
個別避難計画の様式を作成する上で留意した事柄。	今年度に部会で計画書案を検討した結果、地域団体から以下のご意見があった 計画書を地域団体と共有し安否確認や避難訓練で活用するためには「介護度や障害等級ではなく、歩行に介助がいるのか、車椅子なのかなど避難支援に必要な情報に絞ってほしい」「地域に提供する個人情報是最小限に」などの意見があった。 今後、意見を踏まえて様式案を修正予定。

【ステップごとの取組内容等】

ステップ		取組の進捗 A・B・C	記載事項	記載欄
1	推進体制の整備等	A	課 題	①外部組織のどの団体に部会参画をお願いすればいいか ②個別避難計画と関連する別の所管課が担当している福祉避難所の運営等について
			取組内容 (取組方針)	①行政内関係部局と連結し参画依頼をした ②災害時個別避難計画推進部会とは別の福祉避難所推進部会を設置
			取組の 成果・結果	①「一緒に考え、推進する」体制を作った。 ② “誰ひとり取り残さない” 地域づくりに向けての推進体制ができた
			理 由	①平成29年度から防災福祉ささえあいづくり推進事業をしており、防災と福祉部局の連携の体制は出来ていたため。 ②災害時個別避難計画推進部会で個別避難計画を進めるための課題を共有したため。
2	計画作成の優先度の検討	A	課 題	国が示す地域におけるハザードマップも考慮するのか
			取組内容 (取組方針)	部会で国が示す優先度の検討にあたり考慮すべきポイントも共有しつつ、市のこれまでの取組み(防災福祉ささえあいづくり推進事業：震度6弱以上の地震があった際には、市から依頼がなくても地域が自主的に安否確認していただくという仕組みが構築できている)を踏まえて検討する。
			取組の 成果・結果	部会において、ハザードに関わらず支援が必要な人は全員対象とする、まずは地震に対応できる体制づくりから取り組む元を共有した。
			理 由	部会で何度も丁寧に検討したため。
3	福祉専門職の理解を得る	A	課 題	計画作成支援及び来年度の研修会の参加について
			取組内容 (取組方針)	部会で計画作成支援や研修会の内容を専門職とともに検討した。
			取組の 成果・結果	部会では来年度のモデル事業では「重度障害者でも一般避難所に避難できる人」を選定し、地域住民による避難支援を試行してみる。その際、避難支援訓練で専門職に介助方法などを助言してもらうなどの話しがあった。
			理 由	
4	自治会や自主防災組織など地域関係者の理解を得る	B	課 題	部会で提示した様式案について介護度や障害等級は不要。地域に提供する個人情報は最小限にして欲しい。また、また、個別避難計画で我々はどこまで避難支援すればいいとのお声があがった。
			取組内容 (取組方針)	
			取組の 成果・結果	
			理 由	様式案の修正検討中。研修会で地域関係者の理解を得られるよう準備中。
5	本人の基礎情報の確認、避難支援等実施者の候補者に協力打診、避	B	課 題	①避難支援協力者の確保 ②避難先候補施設について
			取組内容 (取組方針)	①他市の状況も参考に部会にて案を提示 ②福祉避難所含めた避難先候補施設等の運営等について課題共有

	難先候補施設 に受入打診		取組の 成果・結果	①福祉専門職の方からケアマネジャーとして、避難協力者を探すためにも地域の方と日頃から交流することが大切、また、部会を通じて地域関係団体の方とお話しできる良い機会とのお声があった。 ②一般避難所については整備済。福祉避難所などが不十分であることから、体制整備を進めるため災害時個別避難計画推進部会とは別の福祉避難所推進部会(危機管理部局を中心として)設置にいたった。
			理 由	①まずは多くの地域住民に「近隣の協力が無いと避難できない人がいること」を知ってもらうことが重要。大災害時は「公助」だけでなく「自助」「共助」も不可欠であることを理解してもらう必要がある。「日頃からの防災の備え」「助け合いの土壌づくり」を進め、次に「助けて欲しい人」と「何か手伝える人」を登録・マッチングする「しくみ」を作っていく必要がある。
6	本人、関係者、 市町村による 計画の作成	A	課 題	誰が支援して計画を作成するのかについて
			取組内容 (取組方針)	避難行動要支援者を軽度、中度、重度に分け、誰が作成し、そのためにどのような支援が必要か検討した。
			取組の 成果・結果	介護等サービス利用者については専門職が作成する。それ以外の方は、本人・家族による作成を支援するために相談・助言の窓口や啓発が必要。サービス利用がなく自力・家族作成が困難な人に対する支援は今後の課題。
			理 由	本人・家族による計画作成が困難（自力作成困難）な方については、今後地域の中で支援していける手法などを検討する必要があるため
7	実効性を確保 する取組の実 施	C	課 題	全市展開に向けた手法について
			取組内容 (取組方針)	部会で以下の手法を検討した。 《取組例①》 モデル地区方式 協力が得られる（支援力が高い等）地区を選定して、地区内の対象者の計画作成を進める 《取組例②》 ハイリスク抽出方式 介護支援専門員等へのアンケート調査により「ハイリスク者で作成を希望する人」を抽出 《取組例③》 上記①+② 方式
			取組の 成果・結果	
			理 由	対象者約 1 万 5,000 人の計画を一度に進めるのは困難なので、優先対象者から進めるが、それでも相当数がおられるので段階的に進める必要があると思っているため今後検討していく。

A:課題の対応が相当進んだもの、予定どおり進んでいるもの

B:取組はしているが、予定どおり進まなかったもの

C:ほとんど対応できていないもの、手を付けられていないもの

【事業の類型ごとの取組】

事業の類型	取組の 進捗 ○, △, ×	取組の状況
(ア) 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）の参画に関するもの	○	令和3年6月～7月 : 庁外に災害時個別避難計画推進部会選任依頼 令和3年10月29日 : 第2回災害時個別避難計画推進部会(外部機関・団体含む全体会議) 令和3年12月27日 : 第3回災害時個別避難計画推進部会(庁内関係部局による) 令和4年1月24日 : 第4回災害時個別避難計画推進部会(外部機関・団体含む全体会議) 令和4年2月～3月 : 介護支援専門員・相談支援専門員に計画作成依頼のお声がけ及び研修会の周知。部会に当事者団体を参画するための調整等 部会において計画作成に向けた基本的な取り組み方針(計画書に盛り込む事項、優先して作成する人の基準、計画作成支援者、計画作成の手順や流れ、避難協力者を確保するしくみ、5年間の取組ステップなど)を検討した。また中重度者の避難先の確保、避難の流れの検討、移送手段の確保など、個別避難計画作成に向けて同時進行で解決すべき課題を共有し関係部局間での役割分担を図った。
(イ) 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）以外の関係者の参画に関するもの	○	令和3年6月～7月 : 庁外に災害時個別避難計画推進部会選任依頼 令和3年10月29日 : 第2回災害時個別避難計画推進部会(外部機関・団体含む全体会議) 令和3年12月27日 : 第3回災害時個別避難計画推進部会(庁内関係部局による) 令和4年1月24日 : 第4回災害時個別避難計画推進部会(外部機関・団体含む全体会議) 令和4年2月～3月 : 介護支援専門員・相談支援専門員に計画作成依頼のお声がけ及び研修会の周知。部会に当事者団体を参画するための調整等 部会において計画作成に向けた基本的な取り組み方針(計画書に盛り込む事項、優先して作成する人の基準、計画作成支援者、計画作成の手順や流れ、避難協力者を確保するしくみ、5年間の取組ステップなど)を検討した。また中重度者の避難先の確保、避難の流れの検討、移送手段の確保など、個別避難計画作

		成に向けて同時進行で解決すべき課題を共有し関係部局間での役割分担を図った。
(ウ) 優先度の高い方について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの		
(エ) 避難行動要支援者名簿掲載者全員について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの		
(オ) 個別避難計画を広く普及させるための効率的な手法等に関するもの		
(カ) 本人・地域記入の個別避難計画に関するもの		
(キ) 多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの		
(ク) 福祉避難所への直接避難に関するもの		
(ケ) 特別支援学校に関するもの		
(コ) 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの		

(サ) 個別避難計画の内容の改善に関するもの		
(シ) 地区防災計画との連動に関するもの		
(ス) 防災・減災の整備等と個別避難計画等のソフト事業との一体的な検討に関するもの		
(セ) 住民への周知・啓発や避難支援等実施者の確保に関するもの		
(ソ) 人材育成に関するもの		
(タ) その他		

【研修会や説明会等の講師等の一覧】

氏 名	所 属・役 職	研修会や説明会等	
		名 称	概 要

【取組に参加している関係者の一覧】

取組の種類		関係者	備 考
個別避難計画の作成に参加した関係者			
地域調整会議への出席者			
避難支援等実施者			
避難支援等関係者			
避難訓練への参加者、参加機関や団体等			
その他			

【人員と予算の確保状況】

個別避難計画の作成に関する人員体制			
部署名： 福祉部地域共生課	専任（名）	常勤：	非常勤：
	兼任（名）	常勤：3名	非常勤：
部署名： 危機管理課	専任（名）	常勤：	非常勤：
	兼任（名）	常勤：2名	非常勤：
部署名：	専任（名）	常勤：	非常勤：
	兼任（名）	常勤：	非常勤：
個別避難計画の作成に関する予算			
当初予算額		令和3年度予算無し 令和4年度約340千円（見込）	
補正予算額			
特に予算措置なし			
（参考）避難行動要支援者数（人）		約1万5,000人	

【参考にした他市町村の取組】

《参考》 兵庫県社会福祉士会主催の福祉専門職のための防災対応力向上力研修に参加 滋賀県高島市から個別避難計画周知のための研修内容を資料提供 《様式について相談》 愛知県犬山市・新潟県村上市・那覇市・宝塚市
--